介護サービス移行までの流れについてのフローチャート　松阪市版

障がい福祉サービス（移行手続き）

介護サービスへの引継ぎ期間

1 年前

障がい福祉サービスから介護保険サービス適用可能な 64 歳対象者の選択（障がい福祉課）

障がい福祉サービス申請書（継続）・基本チェックリストを事業所に送付

↓

基本チェックリスト実施（相談支援専門員または障がい福祉課）

＊判断が難しい場合は高齢者支援課・介護保険課に相談

↓

障がい福祉課・相談支援専門員より介護保険への移行シートを使って対象者への説明

↓

※本人、家族から委任（口頭でも可）された相談支援専門員が介護保険の申請を行う。

＊主催は障がい福祉課

7～8 ヶ月前

障がい福祉課から介護保険課/高齢者支援課へ連絡

個別移行支援連携会議

- 障がい福祉課
- マーベル　相談支援専門員
- 介護保険課　高齢者支援課
- 住所地の地域包括支援センター
- 介護支援専門員（必要時）
- その他必要と認められた者

個別移行支援連携会議で必要と認められた場合

↓

3 ヶ月前

介護保険申請

＊対象者の選定

- 障がい福祉課からの抽出
- 地域包括支援センターからの事例
- 相談支援専門員からの事例
- 介護支援専門員からの事例

↓

介護支援専門員の決定

-連携-

相談支援専門員が継続

↓

介護支援専門員と相談支援専門員の引継ぎ（介護保険のサービス担当者会議等）

65 歳誕生日翌月

介護サービス（障がい福祉サービス）利用開始

-併給-

障がい福祉サービス

令和 5 年 9 月作成